

第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは・・・

- 地域福祉計画**・・・社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の助け合いによる地域福祉」を推進するために、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし、ともに支え合う地域づくりをめざすための「理念」と「しくみ」をつくる行政計画です。
- 地域福祉活動計画**・・・地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となった、地域住民や住民組織、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPOなどの民間団体による福祉活動の**具体的な取組みを定める行動計画**です。

第1次計画では別々に策定していた2つの計画を今回の計画では、より実効性のある計画とするため一体的に策定

計画の期間

- 本計画の期間は、他の関連計画との整合性を保つことを考慮し、**平成27年度から平成32年度までの6年間**とします。また、社会情勢や制度改正など、地域の情勢が大きく変化した場合には、計画期間中であっても見直しを行います。

他の計画との関係

- 地域福祉計画**は、市の総合計画を上位計画とし、高齢者、障害者、子どもに関わる他の関連分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの**既存計画を横断的に接続する計画**です。また、**地域福祉活動計画**は、地域福祉に関する具体的な取組みを定める計画であることから、**地域福祉計画と一体的に進めていきます**。

5つの重点項目

重点項目 1

CSWを中心とした 相談支援体制の確立

社会情勢の変化から、地域で孤立した支援の必要な人が増加し、福祉課題が複雑、多様化していく中でCSWは重要な存在となっています。期待される役割を実現していくためにも、CSWの適切な配置と機能の再構築により事業の強化を行い相談支援体制の確立を推進します。

- 制度の狭間や複数の福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決
- 地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつける
- 新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整
- 市におけるセーフティネットの構築・強化の取組みへの参画
- 地域福祉計画及び他の分野別計画の策定その他の福祉施策推進に向けた行政への提言

重点項目 2

生活困窮者への 支援と体制づくり

平成27年4月から新たな法律として、生活困窮者自立支援法が施行されます。これまでの公的支援の対象となっているだけでなく、若年未就業者や長期失業者といった経済的に困窮する人、地域社会との関わりが希薄になっている人、疾病や家族問題、あるいは犯罪や複雑な問題を抱える人などの生活困窮者への自立支援を図っていきます。

- （仮称）泉佐野市自立相談支援センターを設置し、生活困窮者の総合相談窓口として相談事業を実施します。
- 既存の各種制度・事業の活用や、新たな任意事業の検討を行い、関係機関と連携しながら、対象者が生活困窮状態から脱却できるまで伴走型の支援を行います。

重点項目 3

権利擁護の推進

地域で誰もが、自分らしく、安心して暮らしていくためには、認知症高齢者、重度の知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人たちも、適切な福祉サービスの提供を受けられるような方策が必要となります。また、虐待や権利を侵害する事件の増加が社会問題になっていることから、こうした問題の早期発見・対応の仕組みとともに予防の取組みが必要となります。

- 権利擁護に関わる相談支援業務を包括的に担う泉佐野市権利擁護支援センターを中心として、専門機関や事業所等との連携を図り、円滑な相談支援体制の確立に努めます。

重点項目 4

避難行動要支援者への 支援と体制づくり

災害時においては、避難行動や避難生活に支援が必要な人の安否確認を迅速に行うことや、必要な支援を適確に実施することが重要となります。また、平成25年6月に国の災害対策基本法が一部改正され、市町村による避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、緊急時に実効性のある状態にしなければならないとされております。

- 避難行動要支援者の把握と地域での情報共有を行うために「地域の絆づくり登録制度」の推進をします。
- 地域の絆づくり登録制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用し、住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。
- 福祉避難所増設と福祉避難所運営マニュアルの作成に努めます。

重点項目 5

福祉を支える人づくり

福祉を支えるのは“人”であり、地域福祉を推進する主体となるのは住民自身となります。それだけに広報や福祉教育、ボランティア・NPOの活動支援などは重要な事業になります。次の6つの視点から福祉を支える人づくりを推進していきます。

- 広報啓発活動の推進
- 福祉教育・学習機会の充実
- ボランティア活動支援
- 民生委員児童委員の活動支援
- 様々な世代のボランティア活動等への参加促進
- 専門職の養成と確保